

第3号議案

件名	栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部改正について
提案理由等	令和8年2月18日に施行されたへき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令の趣旨に則り、栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則について、別紙のとおり所要の改正をするものである。

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育
手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

令和8年2月18日に施行されたへき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令の趣旨に則り、栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則について、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

採用日の前日に勤務していた学校等に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなった学校等に勤務する職員で、指定日前3年以内に当該学校等に異動したことに伴って住居を移転した者に対し、へき地手当に準ずる手当を支給可能とし、併せて支給期間及び支給額を定める。

3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

○栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第9条の3第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当)</p> <p>第3条 条例第9条の3第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、<u>次に掲げる職員</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p> <p>(1) <u>新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの</u></p> <p>(2) <u>新たに採用された職員で、新たに採用された日（以下「採用日」という。）の前日に勤務していた学校に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員で、指定日前3年以内に当該学校に異動したことに伴って住居を移転したものとなるもの</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる</u></p> <p>_____。</p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校が同号に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 当該職員が採用日</u></p>	<p>(条例第9条の3第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当)</p> <p>第3条 条例第9条の3第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、<u>新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の _____ 職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</u></p>

前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項（第1号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(教育政策課)